

## 定款第13条(代議員)に関するWG報告の取り扱いについて

### 1. WG設置(2020年9月24日第4回理事会)

目的:コンプライアンス再建検討委員会報告を踏まえての代議員選出方法等を検討する。  
コンプライアンス再建検討委員会報告書による指摘事項

#### 3.4.1 代議員総会の構成

現在、代議員数は会員100名に対して概ね1人という定款の規定と大幅に乖離しており、定款違反状態に陥っている。この状態の是正としては現行定款に従って代議員数を減じるか、現状の代議員定数が適当なものとなるように定款の改正を行うのかのいずれかの対応が考えられる。

### 2. 最終報告書(2021年5月19日)の内容

WGとしての提言

1. 個人会員の選挙区の在り方について:定款第13条の変更提案
2. 団体会員の選挙区の在り方と合区について:特例規定の廃止(第6・7・8区の統合)
3. 最低得票数の検討:施設会員区においては最低得票条項を適用しない
4. 施設会員の選挙区の在り方について:公共図書館部会での代議員の選出数について
5. 補欠選挙の実施時期:理事・監事選任の前年度に実施

### 3. 中山監事(弁護士)の反対意見の表明

WGの作業が進み最終報告がまとめられた段階の5月理事会及び6月代議員総会で、定款第13条に「選挙区ごとに概ね100人に」と「選挙区ごとに」を挿入する報告がなされた。

中山監事(弁護士)から、その立場と専門家として、提言1.について、5月理事会・6月の代議員総会終了後、定款の変更は再考を願いたい旨の申し入れがあった。正式には議案として整理した2021年7月の常任理事会時に、「今般のWGの報告の内容となっている定款変更案については法律上の疑問があり、反対である」と意見表明があった。

#### ○中山監事の反対の趣旨

1. WGの改正案に従えば、定款上で代議員の人数が定まらないことになるが、代議員の員数は定款記載事項とされていると考えるのが現行法の解釈と考える。  
同様に、代議員の員数は理事会で決められることになるが、それは現行法の手定しないところではないのか?
2. 代議員の定数について、現状が「定款違反状態に陥っている。」との認識を前提に、「現行定款に従って代議員数を減じるか、現状の代議員定数が適当なものとなるように定款の改正を行うのかのいずれか」の対応を行うことが検討の出発点であった

と思われるが、WGの改正案はそのいずれにも該当していない。

3. 定款と代議員選挙規程との齟齬が問題であれば、上位規範である定款に合うように選挙規程を変えるのが原則である。定款変更を行うことはおかしいとまでは言えないが、少なくともその必要性について十分な説明があつて可能となるものである。

#### 4. 6月10日代議員総会

小田理事長より、「代議員選出方法については、本日はWGの報告を行い、9月ごろ、臨時の代議員総会を開催して定款変更を行い、それに基づいて来年3月の代議員改選選挙を行いたい」旨の発言。

#### 5. 新執行部の対応

新執行部として、中山監事及び顧問弁護士への問い合わせ等を行い、対応について協議検討の結果、6月24日の前理事長との引き継ぎ及び運営会議において、WGの提案1.については、代議員総会への提案を見送ることとした。

判断根拠：

1. 中山監事が反対されている。(監事の独立性の尊重)
2. 浅岡顧問弁護士からも「その案はおかしい」との意見があつた。
3. 現在は、会員数100名以下の選挙区であっても1名の代議員が選出されているが、WGの報告書では、定款の定める代議員数に近づけるための選挙区の設定方法について意見がまとめられていない(報告では都道府県別選挙区が列举されている)ため、来年3月の改選までに新たな選挙区の設定方法について合意の形成は困難と判断できる。

7月15日の常任理事会において、WG報告の1.定款の改正提案を行わない。その結果として、予定していた臨時代議員総会は開催しないこと。WG報告の2.~5.に即して、代議員選挙規程の必要な改正を行うことが承認された。

#### 6. 今後の進め方

1. 概ね、現行の代議員選挙規程のまま、次回の代議員選挙を実施する。
2. WGの提言3.~5.に沿った代議員選挙規程の改正案を9月理事会に提案する。  
なお、2. 団体会員の選挙区の統合は「今回限り」とされていたことから規程の改正は必要ない。
3. 代議員には、WG報告の提言の取り扱い並びに前執行部の発言からの変更について、理事長名で説明の文書を発出する。
4. 代議員の選出方法については、現執行部の任期中に意見集約を図り、代議員定数等検討委員会(仮称)を設置し、定款または代議員選挙規程の改正を図る。
5. WG最終報告書、これから将来に向けての検討事項についての、「1」の「地方や都道府県からの声をどう聴き取り、活かしていくかの視点」の提案事項については、鋭意検討を進めできることから実施する。